

# 我が国における「歴史まちづくり」の現状と課題

苅谷 勇雅\*1

## The Current situations and issues of Historical Community Planning in Japan

Yuga KARIYA

In late years interest in preservation and utilization of cultural assets or registration of the World's Cultural Heritage rises among the nations. And the individual community-based town planning to put weight on the significance of local cultural assets becomes active. To this, the so-called Historical Community Planning Law was established by Agency for Cultural Affairs, Ministry of Land, Infrastructure and Transport in 2008.

This report confirms conventional progress about these Historical Community Planning. And I examine the current situations and issues.

In addition, I report significance and the activity plan of "Tochigi Historical Community Planning Center" which was established as a satellite campus by Oyama National College of Technology. This institution uses a house which is registered as national cultural property in the historic center of Tochigi City.

KEYWORDS : historical community planning, cultural property, preservation area, Tochigi city, satellite campus

### 1. はじめに

近年、歴史的町並みや文化財建造物の保存・活用、またこれらを含む歴史まちづくりについて、全国的な強い潮流が生まれている。我が国は、数十年にわたる各地の人々のさまざまな努力や試みの蓄積の上に、地域の歴史や文化に立脚したまちづくりが、当然のこととされる地平に、ようやく到達しつつあるようだ<sup>1)</sup>。

じっさい国民の価値観の変化に対応して、文化財の保存・活用や歴史的景観保全など、地域の歴史、文化、伝統を重視する法制度や施策の充実は著しい。文化財保護については平成 8 年(1996)の登録文化財制度や平成 17 年(2005)の文化的景観の保護制度の創設、また、その前年の平成 16 年(2004)には景観保全の基本法というべき景観

法が制定されている。さらに平成 20 年(2008)には文化庁の「文化財総合把握モデル事業」が開始され、また同年 11 月には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」が施行された。

しかし、これらの法律や制度を駆使した総合的な「歴史まちづくり」は、いまだ端緒についたばかりと言え、これが我が国に定着し、着実な成果を得るには多くの課題を克服する必要がある。

ここでは、まず歴史まちづくりの基盤となる地域の歴史的風致の保存、歴史的集落・町並みの保存、文化財保護等についてその施策の発展をあとづけるとともに、新しい段階を迎えた歴史まちづくりの現状と課題を報告したい。

### 2. 我が国における歴史まちづくりへの歩み

\*1 校長(President), E-mail:kariya-y@oyama-ct.ac.jp

## 2.1 歴史的風致・風土の保存

我が国の最初の都市計画法は大正8年(1919)年に公示された。この都市計画法で設けられた風致地区制度は当初は史蹟や名勝等の保存を目的とするとされ、同じ年に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」を補完するものと考えられていた。たとえば、京都市では昭和5年(1930)に風致地区の初指定が行われたが、指定地は周辺の山々の自然景観だけでなく山麓や市街地の社寺等文化財集積地を含み、ここでの樹木の伐採や土地形質の変更、建造物の新築などに現状変更制限をかけ、自然環境とともに文化財とその周辺の歴史的環境の保全を図ったものである。その後京都では風致地区は範囲の拡大と規制内容の強化充実を続け、現在でも自然環境、歴史的環境保全の中核的施策として大きな力を発揮している。

我が国では昭和30年代にいわゆる高度経済成長が始まり、全国で宅地開発等が激化し歴史的環境の破壊が進行した。昭和36年(1961)には奈良の西大寺近くの平城宮跡の保存問題が起こり、昭和39年には鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山の開発問題、京都の仁和寺の雙ヶ岡の開発問題があいついで明らかになった。これらを受けて昭和40年(1965)には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、いわゆる「古都保存法」が成立した。この法律では、往時の政治文化の中心等として歴史上重要な市町村(現在は10市町村)を古都と定め、これらの市町村に歴史的風土歴史的風土保存区域を指定し、その枢要部については凍結的保存をめざす歴史的風土特別保存地区を定めている。

古都保存法等による歴史的風土特別保存地区では厳しい現状変更規制と土地の買上その他の保存事業が進められ、特に明日香村では住民生活安定のための措置も加えられている。

この古都保存法は古都と定められた市町村に限った保存制度であり、しかも特別保存地区は市街地や集落区域をほとんど除外しているため、歴史的景観の保全施策としては限界がある。このため、はやくから制度の対象市町村の拡大や施策の充実等が課題とされていた<sup>2)</sup>。

## 2.2 歴史的集落・町並みの保存

### 2.2.1 歴史的集落・町並みの保存制度(伝建制度)の確立

伝統的な民家等の保存については、すでに昭和29年(1954)から文化財保護委員会(現在の文化

庁)により特に重要なものについて重要文化財等としての指定が始まっていたが、昭和30年代後半からの我が国の高度経済成長により民家、洋館等の滅失が急激に進行したため、昭和41年度(1966)から民家の緊急調査が実施され、昭和40年代から50年代前半にかけて民家や洋風建築が集中的に重要文化財に指定された。

さて、歴史的集落や町並みの急速な消滅に対して昭和40年代はじめから長野県南木曾町籠宿や金沢、倉敷、高山、萩市、さらには京都市などで、住民や市民団体の運動が活発となり、独自の保存事業が始められた。たとえば昭和41年(1966)には高山市で三之町保存会が発足し、昭和43年には南木曾町妻籠宿で独自の町並み保存事業が始まり、金沢市、倉敷市では歴史的景観保全をめざす条例が初めて制定された。さらに昭和40年代後半にかけて、盛岡市、京都市等でも歴史的環境保全にかかる条例の制定などにより独自の保全事業がはじまった。

こうした盛り上がりと準備により昭和50年(1975)に文化財保護法と都市計画法が改正され、国レベルでの歴史的集落・町並みの保存制度が確立した。改正された文化財保護法の中で歴史的集落・町並みとしての「伝統的建造物群」が新たに文化財の種別に加えられ、これを周辺の環境と一体的に保存するため、市町村が「伝統的建造物群保存地区」(以下、伝建地区)を決定するものである。この伝建制度により、歴史的風致に富む地域の保存と活用が、文化財保護法と都市計画法を活用して進めることができるようになった。

昭和51年(1976)に長野県南木曾町妻籠宿等7地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、国も加わった保存事業が始まった。その後重伝建地区は全国に拡大し、現在では87地区を数え、今後も年間数カ所の増加が期待されている。

そして伝建地区とその周辺では文化財建造物の個別の指定や後述の文化財登録制度による登録も積極的に行われ、それらの保存修理や活用が進んでいる。また伝建地区では各省や自治体による関連事業が様々に取り組みされ、歴史的風致の保全と向上が図られてきた。

### 2.2.2 伝建地区制度の特色

伝建地区制度は、個々の伝統的な建造物を単体として文化財に指定するのではなく、その集合体である伝統的建造物群を文化財として位置づけた点で、それまでの文化財の概念を大きく広げても



図1 岐阜県白川村荻町の景観 撮影:苅谷  
(重要伝統的建造物群保存地区/世界文化遺産)

のである。そして、伝統的建造物群及びこれと一体となって価値を形成している環境を全体として保存するために、伝建地区という地区指定制度を設けた。伝建地区が市町村の都市計画又は市町村の保存条例に基づき決定されることは、伝建地区の決定が市町村のまちづくりと密接に関連づけられ、判断されるべきことを示している。伝建制度では文化財保護とまちづくりが緊密に連結されているのである。

したがって、伝建地区内の建造物等の現状変更の許可や修理・修景等の保存事業は市町村（教育委員会）が主体的に行う仕組みとなっている。国は市町村が決定した伝建地区について、申出を受けて我が国にとって価値が高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村が行う保存事業に補助するのである。重要伝統的建造物群保存地区に選定されても、現状変更の許可等に国の権限が及ぶことはない。

このように伝建地区制度は他の文化財保護制度と比べると、市町村の主体性や自主性を尊重し、またまちづくりの視点を強く持った特色ある制度と言えよう。

### 2.3 歴史的建造物の保存手法の多様化と歴史的景観保全

上述のように平成8年(1996)の文化財保護法の改正で、新たに登録文化財制度が設けられた。これまでの文化財指定制度は国指定であれ、都道府県や市町村指定であれ、特に重要な建造物を厳選し、所有者に強い制約を課しながら保存するものである。このため、実際には多くの建造物を指定することはできず、大多数の歴史的建造物はその価値が明らかにされる前に次々と姿を消す結果と

なった。この指定制度を補完するものとして国レベルで建造物について制度化されたのが登録文化財制度である。建設後50年を経過したものという、文化財としては比較的新しいものまでをも対象に含み、しかも建築物のほかダムや橋梁、港湾施設などの土木構造物も積極的に対象としている。日常生活の中で親しみを感じ、大事にしたいと多くの人が考えている身近な建造物を、所有者の同意のもとで社会的に文化財として認知し、活用を通じて保護していこうという制度が生まれたのである。登録文化財は当初は建造物だけが対象であったが、平成17年(2005)年には美術品、有形民俗文化財、記念物にも対象が広げられた。

登録文化財制度は、建造物については通常望見できる外観の1/4を超える変更がある場合に限り届出義務を課すという、指定制度と比べてはるかに緩やかな規制である。また、伝建制度と比べても規制が緩やかである。このことにより登録文化財は、所有者の創意工夫により店舗、レストラン、事務所等の事業施設、資料館等の展示施設等として、社会的経済的機能を失うことなく生きた形で維持保存しやすい。活用のための調査費用や設計監理料に対する補助制度も利用できる。

登録文化財制度は広くその趣旨が理解され、すでに登録文化財建造物は8000件を越えており、さらに急速に増加中である。

登録文化財制度は直接的には歴史的景観の保全をめざすものではないが、一定の地域において多くの歴史的建造物を登録により顕在化させることにより、その地域の歴史的特性が浮き彫りとなり、各地において歴史を活かしたまちづくりの端緒となっている。

### 2.4 自治体による歴史的景観保全施策の発展と景観法の成立

すでに記したように、歴史的環境保全のための行政施策の発展はまず住民が声をあげ、地方自治体がこれに応じて独自施策を始め、その後国が法制度や事業制度を整備する形で進んできた。現在では地方自治体は各種の国の制度、事業を組み合わせる効果をあげるとともに、独自の施策にも取り組んでいる。歴史的環境の保全を都市計画制度や文化財保護制度、また独自の制度で総合的に実施している筆頭は京都市である。

京都市の景観保全施策は自然環境保全から市街地の景観保全・創造まで、地域の特性に合わせて多岐に渉る。昭和初期からの風致地区による規制、

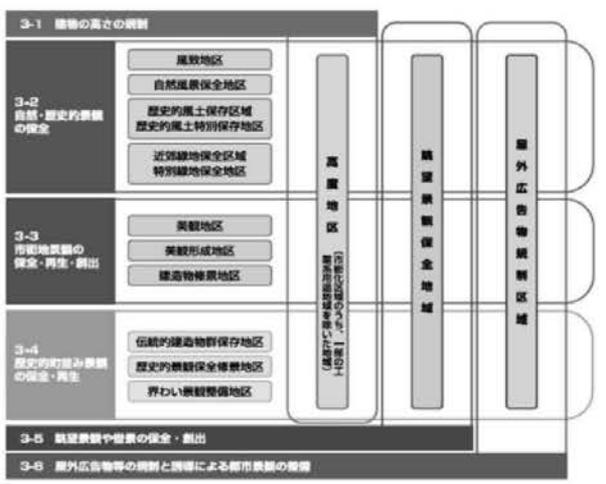


図2 京都市の景観施策の体系—多様な法制度・条例を組み合わせて効果を挙げている。(京都市資料より)

昭和40年代初めからの古都保存法による「歴史的風土」の土地の買上を含む強い保存措置、また昭和47年(1972)には市街地の大部分を対象とする市街地景観条例による景観保全制度、昭和50年(1975)には伝建制度を導入した。平成7年には市街地景観条例の拡大強化をめざす市街地景観整備条例を制定、さらに平成19年(2007)からは景観法を最大限活用するとともに多様な独自の施策を盛り込んだ「新景観政策」を実施している。これは、建物高さやデザインの規制、眺望景観・借景景観の保全等を内容とし、既存の景観関係4条例の改定と2つの新条例の制定、また市街地等の容積率ダウンなども実施している。この新景観政策は、市民の大多数の支持と市議会の全員賛成により実現したものである。京町家等歴史的建造物が分布する都心部においては、町家の再生と歴史的環境保全の検討・取り組みが行政のみならず大学やNPO等広範な市民層の参加によって進められている。

長期にわたって歴史的景観の喪失が憂慮されてきた京都市ではあるが、日本を代表する歴史都市としてその魅力の維持のため痛みをともなう厳しい景観保全策を、市民の理解と協力を得て実行しているのである。

また、神戸市のように伝建地区保存条例、都市景観条例等による各種保全制度のほか、都市計画の地区計画制度により建築物の高さや外観等の規制誘導により歴史的市街地の環境を保全しているところもある。最近では市街地から六甲の山並み

の眺望景観の形成のための取り組みも加えている。

このほか、伝建地区が所在する市町村で伝建地区及びその周辺の周辺の歴史的景観保全を図る景観条例を持っている所も少なくない。奈良市や鎌倉市のように歴史的市街地の環境を保全するため都市計画の高度地区制度等で広範囲に建築物の高さを比較的強く制限しているところも多い。

全国の自治体では、これまで様々な努力により景観の保全と形成を図ってきた。しかし、上記の京都市や神戸市等を除き、ほとんどが法律に基づかない自主条例による規制や指導であるため、十分な効果を挙げなかった。

この反省に立って、平成16年(2004)、景観に関わる総合的な法制度の整備として景観法が制定された。この景観法自体は直接的に景観を規制するものではなく、地方自治体が行う様々な景観施策を法的に担保しようとするものである。具体的には景観行政団体(都道府県及び一部の市町村)が景観計画の策定、景観計画区域・景観地区(旧美観地区の再編)の指定、景観重要建造物・景観重要樹木の指定等を行い、また景観協定、景観整備機構等を活用して良好な景観形成を図るための総合的な支援の仕組みを担保している。

現在、景観法に基づく景観行政団体は452団体、このうち景観計画を定めているのが約半数である。ただ、建築物の形態意匠や高さ、壁面位置など、法に基づいて強制力のある制限ができる景観地区は全国でいまだ29地区に過ぎない。旧美観地区が移行した景観地区(たとえば京都市の8地区)も含まれるから、全国的にはまだまだ検討段階と言えよう。

### 3. 歴史まちづくりの現状

#### 3.1 「歴史文化基本構想」と「歴史まちづくり法」

##### 3.1.1 「歴史文化基本構想」

以上のような長期間にわたる歴史や文化、景観を活かしたまちづくりの努力の上で、近年さらに国レベルの施策の発展が見られるようになった。

そのひとつに平成16年(2004)の文化財保護法改正がある。この改正では、棚田・里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観の保存のための文化的景観制度の創設やこれまで建造物のみを対象としていた登録文化財制度を美術品や記念物など他の文化財をも対象とするなどの保護

手法の多様化を図った。

こうした実践と併行して、平成 18 年(2006)11 月に文化財の保存と活用に関する新たな方策について総合的に検討するため文化審議会文化財分科会に「企画調査会」が置かれ、学識経験者や実践家により、幅広くかつ深い議論がなされた。その結果は平成 19 年(2007)10 月に報告された。

この報告書では、1. 文化財を総合的に把握するための方策 と 2. 社会全体で文化財を継承していくための方策 の 2 項目が提言された。文化財の総合的把握とは、これまでの文化財の類型ごとの保護措置に加えて、その類型を超えて文化財相互間の関係やその周辺環境との関係を含め、総合的に把握し、保存・活用を図ろうとするものである。そのためには、市区町村行政等において教育委員会と建設や都市計画等まちづくり担当部局とが金民密に連携し、これまでの文化財保護施策を十全に活用するとともに、その周辺環境を適切に保全整備し、文化的空間を創出する施策展開が求められる。

その手だての一つが、地方公共団体による「歴史文化基本構想」の策定である。地域にあるさまざまな文化財を指定の有無や類型の違いにかかわらず適切に把握し、周辺環境も含めて総合的、長期的に保存・活用するための基本構想づくりである。その策定に当たっては、行政のみならず地域住民や NPO 法人等も含めた保存・活用の推進体制の整備も重要である。

この基本構想はすべての市区町村において策定が望まれるが、その適切な策定のための指針が必要であることから、文化庁は平成 20 年(2008)度に「文化財総合的把握モデル事業」を実施している。市区町村の文化財担当部局とまちづくり関連部局の綿密な連携と、地域住民の積極的な参加も得て、市区町村の全域において、すべての文化財類型の調査と、これに基づく歴史文化基本構想や保存活用計画の策定、地域住民等に対する説明会の開催等の事業が実施されている。

### 3.1.2 「歴史まちづくり法」

一方、国土交通省は、古都保存法による歴史的風土保存事業、歴史のみちすじ整備事業及び街並み環境整備事業の開始、さらには平成 16 年(2004)の景観法の制定など、文化財を多く含む歴史的な地域にも関連する多様な施策を展開している。これらを踏まえて、平成 20 年(2008)11 月にいわゆる「歴史まちづくり法(地域における歴

史的風致の維持及び向上に関する法律)」が施行された。この法律は、前述の前年 10 月の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告と、平成 20 年 2 月の社会資本整備審議会歴史的風土部会の答申を受けて、「現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築する」ため、文化庁、国土交通省、農林水産省の 3 省の共管で制定されたものである。

この法律案の内容は、文化庁行政とまちづくり行政を両立させ、相乗効果をあげるため、主として文化庁と国土交通省とで案文の綿密な協議が行われ、筆者もこれに参画した。

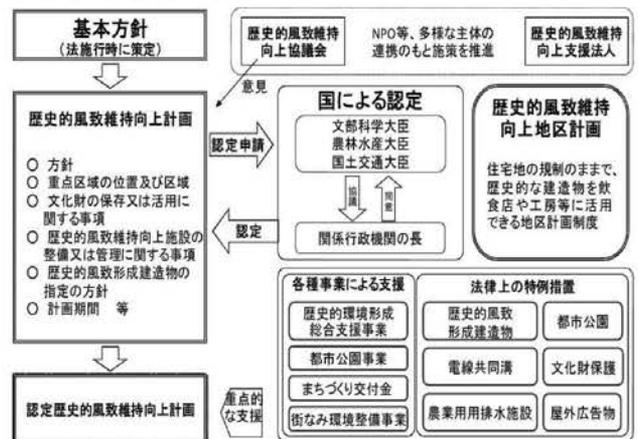


図3 歴史まちづくり法のスキーム(国交省資料を加工)

### 3.1.3 歴史的風致維持向上計画の認定

歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」は重要文化財建造物等(重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物を含む)や重要伝統的建造物群保存地区の土地及びその周辺の土地で、歴史的風致を形成している区域について、保全・整備の計画を策定するものである。この計画の検討に当たっては「地域に存在する文化財を調査等により的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための基本的な構想を策定して、それに基づいて行うことが望ましい」とされ、事前の文化庁が主導する「歴史文化基本構想」の策定を促している。

「歴史的風致維持向上計画」は、「歴史文化基本構想」とあいまって、住民と市区町村の文化財保護部局、まちづくり部局が連携・協力して策定する、各市区町村の『歴史・文化のまちづくりマスタープラン』ともいえるもので、これが主管大

臣に認定されると、図3に示すようにソフト事業を含め種々の支援措置が導入可能となり、重要文化財等の周辺の歴史的地域のまちづくりを総合的、計画的に推進するための強力なツールとなる。

そのため、歴史まちづくり法制定後、全国各地で「歴史的風致維持向上計画」の策定が続いている。これまでに文化庁、国土交通省等に認定を受けた計画は16にのぼっている<sup>注1)</sup>。従来から歴史都市として文化財や景観の保存に精力的に取り組んできた京都、金沢、高山、萩などのほか、茨城県桜川市や愛知県犬山市、高知県佐川町なども含まれている。市町村合併などで広がった区域を含めた新しいまちづくり計画策定に迫られた都市、また文化財の維持管理だけでなく、これを観光等に活かした周辺地域の活性化を図ろうとする都市など、歴史文化と新たな地域活性化策の融合を図ろうとしている。これらの都市においては、これまでばらばらになりがちであった文化財保護部局と都市計画部局、農林部局等が都市全体を見据えて合同で調査、検討し、計画案を練り上げるという過程を経て、新たな取り組みを始めているのである。これは、個別の市町村にとってはかなりハードルが高いが、今後ともこれらに続く市町村が増加することが期待されている。

### 3.1.4 歴史的風致維持向上計画の事例

ここでは、3省による認定済みの茨城県桜川市歴史的風致維持向上計画を見てみよう。桜川市は平成17年に旧岩瀬町、旧真壁町、旧大和村が町村合併してできた新市で、第一次総合計画のもと真壁地区の伝建地区指定、都市計画マスタープラン、景観計画の策定等に取り組んできた。この歴史的風致維持向上計画の策定は、これらと整合させつつ、あらためて市域全体の自然や歴史、文化財、伝統行事等、市の歴史的風致を構成するものを総合的に調査し、維持と向上のための計画を策定したものである。桜川市の計画は文化庁等3省庁による助言を経て平成21年(2009)3月に認定され、これに基づく支援事業が進められている。なお、桜川市の真壁市街地の中央部の17.6haは平成22年(2010)6月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

歴史まちづくり法で各歴史的風致維持向上計画に定める重点区域は国指定の重要文化財建造物や史跡、重要伝統的建造物群保存地区を含む区域とされ、桜川市の計画では、真壁重要伝統的建造物群保存地区と史跡真壁城を含む合計195haを指



図4 桜川市の維持向上すべき歴史的風致(桜川市資料)-歴史的町並みなど物理的な文化財だけでなく、これと祭りや産業など、歴史や伝統を反映した人々の活動が一体となった状況を維持向上すべき歴史的風致と捉えている。

定している。ここでの事業としては登録有形文化財である旧真壁郵便局の耐震補強事業等が挙げられているが、一番大きいのは真壁陣屋跡整備事業で、遺構の保存とここにある中央公民館を建て替えることが主目標である。陣屋跡は埋蔵文化財調査を実施する一方、集会ホールや図書室、展示室等の多目的複合施設を整備するための設計競技が実施された。採用された設計案は埋蔵文化財調査の結果を踏まえて遺構の保存と公開のため一部配置計画の変更等がなされ、また重要伝統的建造物群保存地区内に位置することもあって、周囲の景観と調和するよう設計されたという。



図5 建設中の桜川市多目的複合施設(桜川市資料より)

しかし、図面で見ると、周囲の景観と十分調和しているとは言えない。確かに高さを10m以下に抑え、勾配屋根をつけ、外壁も黒色でまとめて落ち着いたデザインとは言えるが、周囲の民家

と比べるとやはり規模、形態、仕上材料等、著しく異なるものと言わざるを得ない。確かに様々な機能を持つ大規模施設であるから周辺の歴史的景観に溶け込ますのは簡単ではない。施設の必要性は理解できても、そもそも特に歴史的風致を持すべき重要伝統的建造物群保存地区内にこのような施設を新たに設置する計画が適切かどうかは議論の余地無しとしない。

#### 4. 栃木市における歴史まちづくりをめざして

##### 4.1 栃木市の歴史的町並み保存の経過

###### 4.1.1 栃木市の歴史的町並み保存の努力

栃木市の中心部は、江戸から明治にかけて日光例幣使街道の宿場として、また巴波川舟運による物資の集散地として栄え、今なお江戸末期から明治末期頃までの見世蔵や土蔵などの蔵造りその他の伝統的木造建物が多数残されて、歴史文化都市としてのたたずまいと品位を保ち続けている。

栃木市の歴史的町並みを意識したまちづくりの歴史は長い。たとえば昭和53年(1978)には5カ所の旧家の公開、蔵の街遊歩道案内板整備等を行い、昭和56年には市内中心部の歴史的町並み調査を実施し、約400の蔵造り建物が確認されたという。昭和63年(1988)には栃木県の「誇れるまちづくり事業」では蔵の町並み整備を最重点課題として取り組んだ。具体的には平成2年(1990)に栃木大通りや巴波川周辺約30haを「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、平成12年(2000)にはこれを北部の旧例幣使街道沿いまで計48haに拡大した。また平成13年より「街並み環境整備事業」も開始した。地区内で建築物を新築、増築、改築、外観を変更、あるいは看板等の工作物の新設、改修について届出を義務づけ、修景基準により指導、助言を行なうとともに、歴史的町並み景観形成補助金を交付してきた。これまでに歴史的建造物の修景補助は約100件に及ぶという。また、魅力ある景観形成に資する建築物等について「ふるさと景観賞」として、これまで36件の表彰を行っている。さらに、歴史的町並み景観形成地区及び周辺の景観保全をもねらいとして、現在56件の歴史的建造物を国有有形文化財として登録している。

この歴史的市街地を貫く大通りのアーケードや歩道橋の撤去、電線類地中化等は平成12年(2000)に完成し、平成20年(2008)には同通り

東側倭町一丁目において、住民発議により、周辺環境と調和した魅力ある歴史的景観の形成を図るため、容積率の低減、建物高さや形態意匠等を規定した地区計画を定めている。

また、栃木市の歴史的市街地では「栃木蔵の会」や「とちぎ町並み協議会」、「うずま川遊会」など多くの町並み保存・街づくり団体が長年にわたって活動し、行政とともに魅力の維持向上に努めてきた。こうした長期にわたる官民の共同のまちづくりの成果の一端が平成15年の「まちづくり郷土賞」や平成21年(2009)の「美しいまちなみ大賞」として評価されている。

###### 4.1.2 伝統的建造物群保存地区の指定と中心市街地活性化

そして、栃木市は平成20年3月、伝建地区指定に向けた基本方針を決定し、地元への説明会を始めるとともに、平成21年2月には伝統的建造物群保存地区指定推進協議会を設置し、保存地区指定のための具体的検討を開始した。そして平成22年3月に伝統的建造物群保存地区保存条例を制定、7月には「栃木市伝統的建造物群保存地区審議会」を設置した。栃木市では平成22年度中に伝建地区指定、23年度の重要伝建地区の選定をめざしている。また、市内各地域の特色ある景観を保全・誘導するため、景観法に基づく市全域の景観計画の策定と、景観条例の制定をめざすとしている。このように、栃木市では、中心市街地を中心として、歴史的町並み保存と周辺景観の保全が、法的制度とこれに則った事業として本格的に始まろうとしている。

こうした努力と機運のなかで、栃木市中心部は観光客等も少しずつ増加し、いくつかの商店やレストラン等は一定のにぎわいを見せているが、全体としては人口動向においても経済状況においても長期低落傾向にあることは否めない。栃木商工会議所を中心にして、中心市街地の再生について検討が続けられているが、街の活性化、とりわけ商業の活性化は、個別の施策の積み上げだけではなく、総合的な魅力向上の戦略が重要であろう。その一つとして、栃木市はその優れた歴史文化資産を活用して魅力を高め、都市自身がその格に合った訪問客を選ぶという、差別化の戦略をとることが必要ではないだろうか。

そこで重要なことは、これまでの景観形成事業等を踏まえつつも、総合的な戦略に基づいて、伝建地区指定や重伝建地区選定を契機に歴史文化価

値をより重視した本物志向の修理や質の高い修景事業へと切り替え、継続すること、またこの修理・修景事業に併せて魅力的な商業施設の誘導等を図ることであろう。市等の保有する公共施設・用地の利活用や道路・河川等の修理・修景も進める必要がある。さらに、伝建地区周辺の景観形成事業も、商業活性化等にかかる種々の事業と連携をを図りながら推進すべきである。



図6 栃木市の伝統的建造物群保存地区指定予定範囲(栃木市広報資料より)-栃木市の伝建地区は栃木町地区と嘉右衛門町地区の2地区同時指定を計画している。

## 4.2 小山高専サテライト・キャンパスの設置

### 4.2.1 蔵造り建物の活用提案プロポーザル

一方、栃木市は歴史的まちなみの中心部の倭町の大通りの東側に取得した蔵造り町家2棟とその敷地 1400 m<sup>2</sup>について、歴史的特性を活かした地域活性化に資する「倭町小江戸ひろば」として整備することとし、平成 20 年 8 月(2008)から地域商業者・住民、有識者、市職員からなる「倭町小江戸ひろば検討委員会」を設置し、議論を重ねた。その結果、南側建物は南蔵と名付けて栃木観光協会事務所と多目的スペースを整備し、北側建物は北蔵と名付けて民間事業者に賃貸し、にぎわいを創出する活用を図ることになった。また、両建物の間の路地に続く空き地は交流ひろばとして整備することとした。そして北蔵の活用については、民間から活用提案を募集する(「倭町小江戸ひろば北蔵有効活用事業プロポーザル」)こととなっ

た。

この活用提案募集を知った小山高専(以下、本校と記す)は、かねてから懸案としていた本校の新たな情報発信と地域貢献の拠点としてのサテライト・キャンパス設置の好機ととらえ、和風喫茶開店希望の民間事業者を共同提案者として応募することとした。応募案は筆者を中心としてまとめ、学内の正式決定を経て市に提出した。応募案 5 案は審査委員会による書類審査と提案プレゼンテーションによる審査が行われ、22 年 2 月初旬に結果が発表された。2 次にわたる審査のいずれでも本校の応募案が 1 位となり、採用提案とされた。



図7 小山高専サテライト・キャンパス設置計画を進めている蔵造り建物(旧佐藤家住宅店舗=登録有形文化財、明治中期建設)。右側の白い建物には栃木市観光協会事務所がある。撮影:苅谷

本校の応募案は、当該敷地が栃木市の歴史的町並み地区の中心部に位置し、かつ主屋が国の登録有形文化財であることから、その重要な位置付けと特性を十分踏まえて、本校の情報発信と地域貢献の中心として活用を図ることとし、以下の4つの整備目標を定めた。

- (1) 訪問者・市民の憩いと情報の拠点、
- (2) まちづくり推進の諸団体の交流拠点、
- (3) 歴史文化まちづくりの技術拠点
- (4) 地域の教育文化・産官学の交流拠点

この目標に向けて整備・運営を行い、本校サテライト・キャンパスとしての機能を発揮しつつ、栃木市中心市街地に憩いとにぎわいを創出することをねらいとする。なお、実施にあたっては、観光

協会事務所・交流センター等として整備される南蔵の活用との調整、連携を十分図り、相乗効果を挙げることにした。

#### 4.2.2 小山高専サテライト・キャンパス「とちぎ歴史文化まちづくりセンター」提案概要

本提案は、栃木市中心部における歴史文化まちづくりの中心・にぎわいの中心として、また、本校の新たな情報発信・地域貢献の中心として、当該建物の文化財としての価値を踏まえつつ当該建物とその周辺空間の十全の利活用を図ることを目的とする。以下に提案の概要を記す。なお、基本構想は筆者がまとめ、修理・改修計画は本校建築学科准教授大島隆一氏、同専攻科2年生伊東由里子氏と共同で作成した。

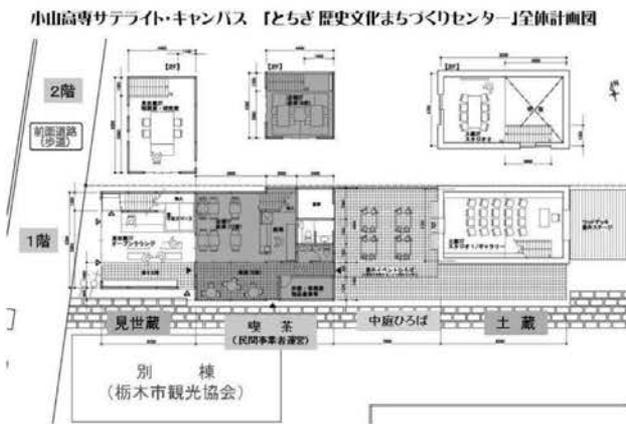


図8 小山高専サテライト・キャンパス全体計画図(プロポーザル提案時)。

##### [1] 歴史文化まちづくり ひろば

###### (1) 歴史的町なみ散策オープンラウンジ

- ・訪問者の憩いの場
- ・喫茶・軽食、店舗

###### (2) 歴史的町なみ案内

- ・訪問者に町並み案内等を行う市民ボランティアの待機・交流の場

###### (3) 歴史文化まちづくり情報発信

- ・センターの活動やイベント等の情報発信
- ・栃木市等のまちづくり団体との連携

###### (4) 歴史まちづくり情報交流--全国組織等との交流・連携

##### [2] 歴史文化のまちづくり推進拠点

###### (1) 歴史的町なみ修理修景の相談・設計監理の実施

- ・伝建地区における修理修景事業や景観形成

地区における設計監理。

###### (2) 「とちぎ歴史まちづくり機構」

- ・「歴史的風致維持向上支援法人」の設置
- ・「景観機構」の設置

##### [3] 地域交流連携拠点

###### (1) 歴史文化まちづくり研究施設

- ・歴史文化まちづくりに関する調査研究、受託研究

- ・歴史文化まちづくりに関する政策提言

###### (2) スタジオ 講義・実験、体験教室、イベント

- ・科学スタジオ、英語スタジオ、パソコンスタジオ、ものづくりスタジオ、アートスタジオ等

###### (3) ギャラリー

- ・教育・研究内容紹介展示、地域研究展示、クラブ活動等展示、その他広報資料等配布

###### (4) コンサルティング

- ・進学・編入学相談—中高高校生、保護者等
- ・共同研究・求人相談—地元企業等

##### [4] その他の大学・団体等による一時利用

#### 4.2.3 サテライト・キャンパスの意義と可能性

このように、本校サテライト・キャンパス構想は様々な目標を持っており、これはひとり本校のみで実現できることではなく、上図のように栃木市ほか関連の地元団体や全国組織等様々な組織と連携を深めて行く必要がある。

上記の活動内容はほとんどすべてが栃木市の歴史まちづくりと関連しているが、特に当面重要な項目として2.(1)歴史的町なみ修理修景相談・設計監理の実施と、3.(1)歴史文化まちづくり研究施設—歴史文化まちづくりに関する調査研究、歴史文化まちづくりに関する政策提言がある。栃木市の歴史的町並みが伝建地区に指定されると、文化財としての伝統的建造物群保存のため地区内の現状変更許可や修理修景事業については、従来の歴史的町並景観形成地区での修景事業より専門的な知識や技術が必要とされるが、市の現状の体制では必ずしも十分ではない。また、特に重伝建地区選定後は保存事業について文化庁への補助申請が必要になり、その適切な対応が求められる。

さらに、栃木市の歴史的町並みが重伝建地区になると「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」策定、重点区域指定の要件を満たすことから、その重伝建地区を中心とした歴史的地域について、引き続いて「歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化庁、国交省等の認定

を受け、これに基づいて歴史まちづくり事業を適切に実行すれば、歴史的風致に富み、魅力ある美しい町並みや地域が実現できるであろう。

その歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)の策定と実施には、適切な助言体制も必要となるが、本校サテライト・キャンパス「とちぎ歴史文化まちづくりセンター」は、栃木市を中心とする地域のまちづくり推進拠点、地域連携拠点としてその役割を果たすこととなる。

さらに、本提案の実施における充実を図るため、小山高専は平成 22-23 年度の独立行政法人高専機構の特別研究経費を申請した結果、趣旨や活動内容等が評価され、研究費を獲得した。

なお、このサテライト活用提案が栃木市に採用されて以降、市当局と具体的修理改修計画について協議してきたが、22 年 8 月に至り和風喫茶を経営予定の事業者が辞退を申し出たため、配置及び平面計画等を変更せざるを得なくなり、現在、その作業を行っている。

今後、栃木市の歴史的町並みが重伝建地区に選定され、周辺を含めた歴史的な地域について「歴史的風致維持向上計画」の受け、これに基づいて歴史まちづくり事業を適切に実行すれば、歴史的風致に富み、魅力ある美しい町並みや地域が実現できるであろう。

## 5. 歴史まちづくりの課題

「歴史文化基本構想」と歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」に共通するのは、地域の文化財を積極的かつ総合的に保存し、まちづくりの資産として活用しようとすることであり、そのために地域住民や地域団体の広範な参加と市区町村行政の主体的な努力を前提としていることである。

いうまでもなく、地域の文化財は地域の先人たちがつくり、営々と継承してきたものである。地域の文化財は、登録文化財にみられるように、学術的価値だけでなく、地域住民の希望や情緒を投影するものとしても存在し続けてきた。これを現代に活かすために十分な調査と評価を行い、総合的な計画のもと保存・保全し、整備することはきわめて今日的課題であり、地域活性化に資すること大であろう。

しかし、「歴史まちづくり法」の直接の事業対

象となるのは、重要文化財等や重要伝統的建造物群保存地区の周辺地域のみで、その外側に広がる市町村域は、たとえその他の文化財(地方指定文化財や未指定文化財)が豊富に分布しているとしても、事業対象地域とはならない。また、歴史まちづくり法の事業対象地域に限っても、「認定歴史的風致地区維持向上計画」では、国指定文化財以外については、お城の門や堀、枳形の復元、祭礼行列の復興、路面の美装化や案内標識、休憩施設の整備等多彩な事業計画が盛り込まれている。

これらは、これまでの文化財保護事業や公園整備事業では十分実施できなかったものであり、計画の認定を受けた市町村にとっては、さまざまな補助金・交付金が得られるのが強い魅力であり、適切に実施されれば大きな効果を挙げよう。一方、成果を急ぐあまり、あるいは年度予算にしばられて、復元等において歴史的検証を十分行わないまま事業を実施すれば、将来に大きな禍根を残すこととなる。また、安易な修理、修景行為は、国民・住民に誤った歴史認識を与えるだけでなく、その実施によって未だ価値付けられていない文化財をあらかじめ失ってしまうことにもなりかねない。文化財の誤った、もしくは過度の整備はその文化財の価値を減じ、ひいては地域文化の衰微や退廃を招きかねない。我々は過去にそのような事例をいくつも目撃してきたのではないだろうか。

歴史まちづくりは、今、大きな可能性が開かれているものの、課題も多く、あらためて地域の市民や行政の知恵と見識が問われている。

### 参考文献

- 1) 苧谷勇雅”文化財の総合的な保存・活用とまちづくり”「月刊文化財平成 21 年 1 月号」第一法規、(2009.01)
- 2) 越澤明”歴史まちづくり法の制定と歴史的・文化遺産を生かしたまちづくり”「区画整理」第 52 巻第 2 号(平成 21 年 2 月号)

### 注記

注 1) これまでに認定されたのは弘前市、水戸市、桜川市(茨城)、甘楽町(群馬)、下諏訪町(長野)、金沢市、高山市、犬山市(愛知)、亀山市(三重)、彦根市(滋賀)、長浜市(滋賀)、京都市、津山市(岡山)、萩市、佐川町(高知)、山鹿市(熊本)の 16 の計画である。現在準備中の市町は 美濃市(岐阜)、小浜市・若狹町(福井)等である。

[ 受理年月日 2010 年 9 月 30 日 ]